

# 一般財団法人日田市市民サービス公社定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日田市市民サービス公社（以下「公社」という。）と称する。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を日田市大字求来里29番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、日田市のスポーツ施設と公園緑地施設を柱とした、公共施設の管理運営に関する事業を行うとともに、スポーツ・文化の振興、緑化意識の普及啓発を図り、市民が健康で心豊かに暮らすことができる市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公共施設等を活用したスポーツ・文化等の振興に関する事業
- (2) 指定管理者制度等による公共施設の管理及び運営等に関する事業
- (3) 指定管理受託施設における関係機関・関係団体等との連絡調整に関する事業
- (4) 市民生活に係る公共施設の利用に関する事業
- (5) その他公社の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 公社の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、公社の基本財産とする。

- 2 基本財産は、公社の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 公社の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 公社の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 公社に、評議員5名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員一人に対して、各年度の総額が50,000円を越えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

第16条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が召集する

2 理事長に事故があるときは、理事会において別に定めるところにより常務理事が招集する。

3 評議員は理事長に対し、評議員の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した評議員のうち評議員会において指名された評議員2名は、前項の議事録に署名、押印しなければならない。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第20条 公次に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、公社を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、公社の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、公社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する

ことができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 公社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事である理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会において別に定めるところにより常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録に署名し又は記名押印するものは、理事会に出席した理事長及び監事とする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第10条についても適用する。

(解散)

第33条 公社は、基本財産の滅失による公社の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第34条 公社が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は日田市に贈与するものとする。

- 2 公社は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 事務局

(設置等)

第35条 会社の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長は理事会の決議に基づき理事長が任免する。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 会社の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 補則

(委任)

第37条 この定款に定めるもののほか、会社の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 会社の最初の理事、監事は次に掲げる者とする。

理事 毛利鉄也 高瀬幸男 大庭富紀 木下周 佐藤功 貞清唯行 高倉謙市

監事 池田時雄 桑野桂一郎

4 会社の最初の理事長は毛利鉄也とする。

5 会社の最初の常務理事は高瀬幸男とする。

6 会社の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員 宮崎論 平川修 竹井桂子 藤内由美 行村豊喜 森山康夫 北村羊

## 附則

この定款は、平成25年4月1日から施行する。

## 附則

この定款は、平成26年7月1日から施行する。

別表1 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	3,000,000円

上記は原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

一般財団法人日田市市民サービス公社  
理 事 長 毛 利 鉄 也